



緊急事態宣言延長に伴う教育活動の継続について

現在発出されている緊急事態宣言が9月30日まで延長された場合、8月26日の松戸市定例記者会見で発表した「市立小中学校における新学期に向けた感染対策」を継続します。

引き続き最大限の感染対策を講じつつ、子どもの健やかな学びを保障するために、以下のとおり教育活動等の対応をします。

●9月13日以降の日課について

- ・9月12日（日）までの短縮日課（午前中授業、給食後下校）を継続します。
- ・ただし、延期することが困難な検診等については、感染症対策を万全にした上で、午後に実施する場合があります。

●学習活動について

- ・学校生活すべての場面において、密閉・密集・密接にならないよう配慮します。
- ・人権意識や他者への思いやりの気持ちを育む教育活動を行います。
- ・手洗い、マスクの正しい着用、大声を出さないこと、換気、身体的距離を保つ意識などを徹底します。
- ・学校・学年の実態に応じて、配信型オンライン授業等を進めます。
- ・各学年の児童生徒が今年度履修すべき内容を、確実に今年度中に指導します。
- ・学習発表会、校外行事は行わず、修学旅行等の宿泊を伴う行事についても、延期・中止・計画の変更を行います。

●部活動について

- ・部活動は、原則として実施しません。
ただし、上位大会につながる公式大会の予選等に参加する部活動に限り、保護者の承諾を得た上で、実施を可とします。
※平日のみ90分以内の活動を行う。 ※土・日曜、祝日はなし
※他市・他校との練習試合・合同練習は不可。
- ・県大会以上の大会・コンクールへの参加予定がある部は、感染防止を徹底した上での実施を可とします。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル4階
松戸市学校教育課学務課 ☎047-366-7457

FAX 047-368-6616 ✉mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp